

令和元年度 第1回 長野県青少年問題協議会

日 時：令和元年7月30日（火）

13時30分から

場 所：本館特別会議室

1 開 会

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和元年度、第1回長野県青少年問題協議会を開催いたします。

私は、県民文化部次世代サポート課青少年育成係長の原昌英でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、県民文化部こども・若者担当部長の高橋功よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○こども・若者担当部長 高橋

皆さん、こんにちは。県民文化部こども・若者担当部長を務めております高橋功と申します。昨年までは、事務局であります次世代サポート課長を務めておりました。引き続きよろしくお願いいたします。

令和元年度の長野県青少年問題協議会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

既に皆様、任期2年の2年目ではございますが替わられた委員もいらっしゃいますので、青少年問題協議会の役割を簡単にお話させていただき、あいさつにかえたいと思います。

青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法という法律がありまして、それに基づく審議会ということで、既にもう、65年以上の歴史を持つ審議会となっています。

かなり前の法律なので、そこに書かれている協議会の役割が今の時代をそぐわない面もありますが、青少年に指導・育成保護による、共生に関する総合施策の重要な事項について審議していただくという役割を持ったものでございます。

昭和28年の法律ですから、戦後の復興期から高度成長期を経て、平成という時代の中で、それぞれ青少年を取り巻く問題、課題というのは変わってきているわけです。

昭和の時代ですと、もちろん非行ですとか、暴走行為といったところが大きな議題であったり、自動販売機の規制ですとか、そういった部分が大きな議題でありました。

そういった中で、ほかの40の都道府県では審議会と車の両輪と決めて、青少年健全育成条例というものが制定されているわけがございますけれども、長野県の場合は、総合的な青少年保護の条例は持たない県であります。その理由として、条例で法規制をするのでは

なく、県民運動でこういった青少年の育っていく環境を考えるという立場を取っています。ですから、こちらの審議会でご議論いただいたことは、もちろん県の施策にも反映してくわけですが、それだけでなく、県民運動として取り組んでいく、県民の皆様に戻元して取り組んでいくという立ち居地で、ご審議いただくことになっております。

そういったこともございまして、今日の議事、大きく2つ挙げさせていただきましたけれども、1点目、長野県子ども・若者支援総合計画を、昨年3月に策定して丸一年を経過しております。この取り組みの状況につきましてご報告をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思っております。

また、青少年の健全育成条例、先ほど長野県にはないと申しましたけれども、その議論の中に、最近、子どもたちの性被害に巻き込まれるというケースが増えて、それをどうしていこうかという中で、平成28年に長野県子どもを性被害から守るための条例が制定されております。こちらの条例の状況、あるいは長野県の子どもの性被害の状況をご報告申し上げ、こちらについてもご議論をいただきたいと思っております。

2時間という非常に短い時間でございますけれども、忌憚のないご意見、よろしく願いいたします。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

初めに、委員の交代により、今回、始めて本協議会にご出席される委員の皆様をご紹介します。まず、伊藤かおる委員でございます。

○伊藤委員

はじめまして、伊藤と申します。よろしく願いいたします。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

続きまして川上信彦委員でございます。

○川上委員

川上信彦と申します。よろしく願いいたします。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

続きまして志津千代子委員でございます。

○志津委員

はじめまして、長野県高等学校長会になりました、茅野高等学校の志津と申します。よろしく願いいたします。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

どうぞよろしく願いいたします。

次に本日の資料でございますが、事前に郵送をさせていただいております。

資料一覧のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

事前に郵送させていただいた資料3に、一部誤植がございました。本日机上に修正後のものを配付させていただいておりますので、差しかえをよろしくお願いいたします。

ここで、本日の協議会の定足数について申し上げます。協議会の運営要綱によりまして、協議会の開催には、委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は栗田委員、山崎委員、望月委員からはご欠席のご連絡をいただいております。委員15名中、出席者は12名でございます。定足数であります、過半数の出席を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本協議会ではありますが、公開で開催し、後日、議事録を県ホームページで公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、西山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について

○西山会長

それでは、議事進行を務めます西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。次第に沿って議事を進めていきます。

まず、議題の1番目ではありますが、長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況についてということでございます。

まず、次世代サポート課から、説明をいただきたいと思っております。

○次世代サポート課企画幹 稲玉

次世代サポート課の稲玉でございます。

それでは私から、資料1によりまして、長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について、説明をさせていただきます。着座にて、失礼いたします。

委員の皆様には、事前に計画書、こちらにあります緑色の計画書とともに、資料を事前に送らせていただいたところでございますが、今回、始めて委員の委員になられた方もいらっしゃると思いますので、改めて、計画策定の経緯など、内容を簡単にご説明させていただきますと、当計画につきましては、本県のこども・若者支援に関する個別計画といたしまして、本協議会の委員の皆様にも事前にご意見等を頂戴しながら、昨年3月に策定したものでございます。

県の計画につきましては、それまで結婚、子育て支援を中心とした計画と、青少年の育成支援に関する計画、さらには、子どもの貧困対策の計画など、個別計画が多く持っておりましたが、今回、結婚、妊娠、出産、子育て、さらには幼少期から青少年期に至るまで、切れ目なく社会全体で子育て支援していくための、子ども・若者分野の横断的な計画として、まとめたものでございます。

この計画に位置づけられた、各種施策につきましては、計画の実効性を担保するために、各施策の進捗状況や、目標の達成状況につきまして、点検評価を行い、その結果を長野県

将来世代応援県民会議や青少年問題協議会に報告いたしまして、ご意見等をいただき、分析することとしておりますことから、本日、このような形でお示しするものでございます。

お手元の資料1につきましては、計画策定後、1年目となる昨年度1年間の各施策の実施状況を計画書に記載の、達成目標の進捗状況として整理したものでございます。

なお、達成目標につきましては、計画書の141ページから記載があります、計画本編の施策の体系に沿って、区分されております。支援施策につきましては、その効果が表れるで、中長期を及ぼすものが多くございますが、ここでは計画策定から新たに取組んだ施策、拡充した施策に関するものを中心に、主なものをご説明させていただきます。

それでは資料1の区分ごとに説明させていただきますが、まず区分の1-1-①、子どもと家庭に対する包括支援機能と向上でございます。一番上になりますが、子どもの家庭支援ネットワーク体制整備市町村数でございます。こちらにつきましては、計画書の信州子どもサポート（仮称）ということで記載がございます。これを昨年、正式に、こども家庭支援ネットワークというふうにネーミングをしまして、取組みを行っております。

2020年度までに、全ての市町村でこのネットワークを設置することを目標に掲げておりますが、虐待でありますとか、貧困、発達障害、いじめ等、さまざまな困難を抱えた子どもや家庭を、妊娠期から子育て期まで、親子をまるごと支援する、そんな包括支援体制の整備を目標にしておりまして、これを実現したいというものでございます。

昨年度は、困難を有する子どもや家庭に応じて、適切な支援機関に確実に支援情報を資するための体制などをメインテーマとしまして、人口規模や地域条件の異なる4つの市町村をモデルといたしまして検討を行っております。

達成目標の目安として国が進めております、子ども家庭総合支援拠点ということで、これを既に実施した市町村数でカウントして、昨年の実績としては4市町村でございますが、今後につきましては県内外の先進事例等を紹介する研修会等を開催する中で、市町村の取組みを加速していきたいと考えております。

続きまして、おめくりいただきまして2ページをご覧くださいと思います。区分の1の1の②、子どもや家庭を大切に作る社会づくりでございます。

2番目の子育て家庭優待パスポート協賛店舗数というところでございます。こちらにつきましては、県内で18歳未満のお子様をお持ちの世帯に対しまして、パスポートカードを配付しまして、県内で協賛いただく店舗等で、割引等の特典を選べる、そういった制度の仕組みでございますが、この協賛店舗を、2022年度までに6,000店舗ということで、目標を掲げております。

昨年度、新規協賛店の獲得に務めましたところ、年間で432店舗の協賛が新たに得られたところがございますが、閉店等もございまして、取り消し等、削除が229店舗ございました。そうした中、昨年9月補正によりまして、多子世帯向けの協賛店舗につきまして、全体で5,000店舗ある中で、約1,000店舗ほどに、1,000店舗に満たない協賛店舗ということがございましたので、それを拡大するために、新たに多子世帯向けの協賛をしていく店舗の新規開拓に努めたところございまして、164店舗の協賛が得られたところがございます。

なお、この下でございますが、出生数に占める第3子以降の割合のところにも記載がございますけれども、県有施設につきましても、この多子世帯プレミアムパスポートを提示することによりまして、第3子以降の利用料を無料にすると、そういった取組みもこの

春から始めたところでございます。

次の1-1-③、ニーズに応じた保育の提供でございます。上段の保育所等利用待機児童数でございます。これを、2022年には待機児童ゼロを目指すものでございます。これについて、保育士の確保のために、保育士修学資金貸付でありますとか、保育士人材バンクのコーディネーターを1名増員しまして、昨年度中に、182人の登録と30人のマッチングを行うことができております。

しかしながら、企業の人手不足当の影響がございまして、3歳未満児の保育事情の高まりによりまして、残念ながら、2018年につきましては、待機児童数が増加したところでございます。今後につきましても、保育士人材バンクのさらなる活用でありますとか、貸しつけ、また保育施設を確保するために、事業所や企業等が行います地域型保育、こういったものの設置促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。少し飛びまして、一番下、1-2-②でございます。医療費、保育料等の負担軽減でございますが、その上段であります理想の子ども数を持っていない理由として、経済的負担を挙げた人の割合でございます。

2022年につきましては、2017年度、同等以下ということで、48%以下を目標に取り組みを行ってきたというところでございます。

主な取り組みといたしましては、料金につきまして、これまで中学校3年生までの子どもの医療費の助成につきましては、一たん、窓口で3割負担をしていただいて、その後、500円を引いた残りの金額を、市町村等から還付をする形で軽減措置を行ってまいりましたが、これを昨年8月から、現物給付方式ということで、窓口負担を500円で済むような取り組みを行ったところでございます。その他にも、多子世帯の保育料の減免等、行っております。

ただし、県の意識調査が例年8月ごろ実施しておりまして、その実績としましては、48.4%ということで、若干、増える形になってございますが、今年の調査結果に昨年からの取り組みの影響が反映されていると見込んでいるところでございます。

なお、今後の取り組みでございますが、引き続き医療費の助成や多子世帯の保育料の減免等を行いますが、さらに、今年の10月からは幼児教育の無償化といたしまして全ての3歳～5歳児と、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児に対する保育料については、原則無償化をする予定でございます。

そういったところからさらなる軽減が図られるのではないかと期待しているところでございます。

少し飛びまして、7ページをお願いしたいと思います。

7ページ、上から2段目になりますけれども、区分2-1-⑦ということで、子どもを性被害から守るでございます。

本県では、子どもの性被害予防のため地域で開催される研修会に対して、補助を行っております。こちらにつきましては、県で平成28年7月に、長野県子どもを性被害から守るための条例を制定いたしました。PTAなどの地域の団体や児童養護施設などにおきまして、性教育や人権教育、情報モラル等をテーマといたしました研修会等を、開催する場合には、長野県将来世代応援県民会議から、その費用の一部を提示する取り組みでございまして、これを2018年から2022年までの5年間で延べ16,000人受講いただける目標を掲げてい

るところでございます。

なお、これにつきましては、昨年1年間で研修会、120回実施されまして、延べ6,756人が参加しております。具体的な骨子案を示したチラシを配付しまして、開催しやすい環境にするよう、務めております。こういった取り組みを引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

一つ飛びまして、2-1-⑨、自殺対策でございます。

手法としましては、20歳未満の自殺死亡率、こちらをゼロにするということを目標に掲げてございます。昨年度の主な取り組みといたしましては、8月に知事や有識者等で構成されます「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」を設置いたしまして、未成年者の自殺の背景分析と、その対策について検討したところでございます。

その内容につきまして、ことしの3月に、長野県「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略として策定したところでございます。

また、個別の取り組みといたしまして、スクールソーシャルワーカーの拡充でありますとか、LINEによる相談窓口、こういったものの拡大などに取り組んできたところでございます。

今後でございますが、新たに策定いたしました戦略に基づき、位置づけられた取り組みを着実に推進してまいりたいと考えておまして、具体的には、自殺危機対応意チームというのを新たに設置いたしまして、市町村と連携して取り組みを全面的に展開する予定でございます。

1枚、おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。一番下になりますけれども、3-1、生き抜く力を育む幼児教育の推進でございます。

県では、豊かな自然環境や地域資源を活用し、野外を中心とする体験活動を積極的に行う保育園と県が連携いたします信州やまほいく、信州型自然保育認定制度を設けてございますが、その認定園を2022年度までに260園、設置することを目標に掲げてございます。

昨年度でございますが、研修等によりまして、活動の充実を図るさまざまな支援策等を行ってきたところでございます。

新たな取り組みといたしましては、自然保育活動を行いますフィールドでありますとか、施設、設備に関しまして助成等を行う制度を設けまして、森林等の間伐等、フィールドの安全性の確保等を進めたところでございます。

なお、目標の260園の認定に対しまして、今後は新たな認定希望園の掘り起こしが課題となっておりますことから、引き続き、県内外に対しまして、積極的な情報発信に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次の9ページの下から2番目になります、こちら、誤植がありまして訂正をお願いしたいと思っております。

周産期死亡率のところでございます。出産、1,000件あたりの件数ということでございますが、実績のところは290%になってございます。こちらは2.9の誤りでございますので、こちらの資料の訂正をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○西山会長

ありがとうございました。それでは、ただいまいただきました説明につきまして、総合計画のさまざまな取り組みの成果と、それから今後の計画を推進していく上での課題、あるいは取り組みの方向性などにつきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問いただきたいというふうに思います。

なお、本日の協議会でありますけれども、議事録を作成する都合上、委員の皆様におかれましては、発言される前にお名前をおっしゃっていただくようお願いをいたします。

それでは、5か年計画の1年目が終わったところでの数値目標等について、また、進捗状況についての報告をいただきましたが、どこからでも結構ですので、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○山本委員

長野県公認心理師・臨床心理士協会の山本でございます。ご説明ありがとうございました。

1点、教えていただきたいのですが、子ども家庭支援ネットワークに関することでございます。

私たちも、子どもの相談に乗る中で、例えば児童虐待にしても、貧困の問題にしても、性被害の問題にしても、関連するところもあり、そういう面では、子どもと家庭の、包括的な支援という考え方はとても重要だと思っております。

ですので、この中で情報共有関係を図っていくということは、とても重要だと、そういうところでやっているということもございます。

一つが、今、児童福祉法に規定されている要保護児童対策地域協議会というのがありますね。それも地域のネットワークであり、児童虐待だけじゃなくて、保護、あるいはそういった支援を要する子どもを地域で把握して、関係機関だったり、その家庭に対して支援をするかやっていますが、それとどこが違うのかということが一つ。それと、今、実績が、平成30年度に4市町村、4年後に77ということを目標とされております。

一つは、何が一番課題になっているのか、その市町村ですぐ、なかなかパッと広がりにくいというのは、どういったところがネックになって広がりにくいのか、例えばソフト面といいますか、人的資源の面なのか、それとも、この支援拠点整備のための何か、お金といいますか、ハード面の整備というか、どういうところがネックなのかなということを、お分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

○西山会長

ありがとうございました。2点ご質問等がございましたが、いかがでしょうか。

○次世代サポート課企画幹 稲玉

次世代サポート課の稲玉でございます。それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今、委員ご発言いただきました内容につきましては、計画書の53ページ、54ページに記載がございますので、それをご覧いただきながらと思っております。

それは、長野県子ども・若者支援総合計画を検討するに当たって、事前に県では子育て家庭に対する生活実態調査というのを行っております。そこで課題として基本になったの

は、貧困なども含めまして、課題を有する家庭につきましては、地域から孤立しているという状況がございます。そういった部分では必要な支援が、なかなかそういった必要な家庭に届いていないという、そういった問題意識がありました。

そういったところから、まずはそういった、貧困に限らず、虐待でありますとか、不登校、ひきこもり等、さまざまございますけれども、そういった課題を有する家庭を、行政の側といいますか、むしろ地域として見つけて差し上げるといいますか、把握することがまず大事だろうと考えております。

そういった部分では早期の把握というふうに、記載させていただいておりますが、そういう意味では、地域とのかかわりの中で、地域であったり、市町村であったり、学校も含めて、さまざまところで持っている情報を、関係者間がしっかり共有することで、子どもの例えば成長段階で支援が途切れたり、支援がなされずに放置されるということがないように、共有するということがまず、問題意識として大前提で、必要だろうというふうに考えております。

ご指摘いただきました、要対協（要保護児童対策地域協議会）につきましては、各市町村にこういった地域対策協議会を設置することになってございますが、実態としては、こういう事態になかなか、十分に機能されていないのではないかと考えております。

その問題意識としましては、事務局を担っている市町村でございますけれども、関係する部署が、母子保健から始まりまして、子育て支援、児童福祉、また教育委員会などさまざまございますけれども、縦割りのなものになっていて、要対協をしっかりと回す、そういったコーディネートといいますか、包括的な役割を果たす人材も、なかなか十分ない。それが市町村規模によっては、小規模なところはなおさらという部分があったりもします。

本当に規模が小さければ、むしろ保健師さんなどが中心になって、総合的な調整をしているということはありますけれども、基本的にはそんな問題意識がございまして、そういったものを、要対協をしっかりと機能して、虐待に限らず、家庭で抱えているさまざまな問題を、家庭という単位で、丸ごと包括的に支援していきたいということを、その問題意識から取り組みを始めたところでございます。

そういったところで、キーになるのは、子育て世代包括支援センターでありますとか、子ども・家庭総合支援拠点になりまして、子ども福祉の観点から、国はこども・家庭総合支援拠点を2022年度まで、まさに県の計画と同じになりますけれども、これを目標に、全ての市町村に設置することを目標に掲げてございます。

基本的なイメージは、こういった市町村を中心とした、体制の確保と考えておりますが、これだけでは十分機能しないということで、例えば小規模市町村に対する県の関与、支援のあり方という部分では、児童相談所が、小規模市町村であったり、ノウハウを持っていない市町村に対しては、持てるノウハウを提供することによって支援をするというような体制も必要だと思いますし、さまざまな支援機関とのつなぎといいますか、関わりというものも県が支援、関わっていかねばならないと考えております。

それは、ちょっと分かりづらいですが、図示したものが、その計画書に記載のイメージということで、ご理解いただければと思います。説明は以上になります。よろしく願いたします。

○西山会長

よろしいでしょうか。では、矢澤委員。

○矢澤委員

矢澤です。よろしく申し上げます。6ページの上から3つ目の特別支援学校高等部卒業生の就労率について、ご質問とそれから7ページの2番目の性被害予防のための研修会の人数、この2点について質問をお願いいたします。

特別支援学校高等部の卒業生の就労率、上がってきているということで、決して情報モラル、インターネットメディアリテラシー啓発活動をしているのですが、直接、支援学校にたくさん訪問をさせていただいて、話をさせていただいています。

高等部の学生さん、また、先生方とお話をしていると、一般就労をした後、いろいろな事情があって、やめてしまう。また、相談する相手がいなくて、卒業した自分の母校へ帰って相談するというような話をお聞きします。

就労コーディネーターの方が、生徒さんに合った実習先、就職先を見つけて、数としても上がってきてはいるんですが、その就職した後、どのように活動をされているかとか、そういうサポートまで、就労コーディネーターさんがやっていたらいいのか、もしくは、新たな方が相談相手になってらっしゃるのか、そのあたりのところをお伺いしたいと思います。

また、7ページのほうの性被害のこと、性被害予防の地域での研修会、その人数ですが、次世代サポート課が所管されています、県民会議のほうで講演会の開催に当たりまして補助金を出していただいています。私の公民館でも、この補助金を使わせていただいて、お話をしています。手続きも簡単で、大変ありがたく思っています。

また、その講師の一覧表を提示されて講演をされているというお話の中で、私自身もその講師をさせていただいております。そして講師をさせていただいている中で、いろいろな講演を開きたいという方々が需要の幅を感じます。今までですと、中高生の性被害予防といった感じでしたが、例えば保育園児でも、ゲームをしており、保育園の保育士等から相談を受けて、また、やり過ぎで健康被害、やり過ぎの子は、依存性が高いので、ネットでもいろいろな発言をしてしまう等々、いろいろな幅の人たちからお問い合わせがあります。

そうすると、今後、保育士さんから、例えば学校で取り組む先生だったり、いろいろな立場の先生方、育成にかかわる方々が、啓発活動に参加してくることは理想的かなと思われれます。

その中で、この開催することだけを支援するのではなくて、次に向けた指導者ですね、啓発できる指導者の養成、こういうことを希望していらっしゃる方も多くて、近々、任意団体の講座もあつたりするんですけども、今後、こう性被害の予防のための啓発の指導者を希望されている方々に、その支援の方は、行政に対する補助等、お考えがあるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西山会長

はい、御質問、あるいはご提案、2点あったと思いますが、いかがでしょうか。

○特別支援教育課 指導主事 今井

特別支援教育課からお答えさせていただきます。

私、特別支援教育課の課長代理で本日参加させていただいております指導主事の今井と申します。よろしく願いいたします。

質問がありました、高等部卒業生の就職後の支援についてですが、先ほどのお話にもありました、就労コーディネーターや各校にいます進路指導主事が就職後についても、各企業様を回らせていただいて、卒業生のその後の様子について、お話を伺わせていただいて、場合によっては、卒業生と面談と持たせていただいたりしながら、サポートをしています。以上です。

○矢澤委員

ありがとうございます。

○次世代サポート課長 塩川

それでは、次世代サポート課長の塩川ですが、2点目のお話についてご回答をさせていただきます。

おっしゃるように、指導者の養成というのは非常に重要というふうに認識しておりますので、県内でもそのような取り組みをし始めている団体さんも出てきておりますので、その辺の取り組み状況、しっかりと見せていただきながら、今後、そういったところと県、あるいは県民会議が、どういう連携が図っていけるのか、その辺を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○矢澤委員

ありがとうございました。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○藤原委員

藤原です。よろしくお願ひします。2-1の7番ですが、子どもの性被害予防のための地域で開催する研修会のところで、量的な指標として、この評価がわかりやすいなと思っっているのですが、おそらく実際に、参加した人の数を足していくという話になっていると思うので、量的なアウトプットだけじゃなくて、しっかりとこう、顔を出していくために、ある程度、質的な部分になってくるかなと思うんですけども、実際には、この参加した人に対して、アンケート等でそのあたりの調査を行っているのかということと、もし、例えばアンケート調査を行っていれば、どういう結果が出ているかということをお教えいただきたい。

○西山会長

いかがでしょうか。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

青少年育成係長をしております、原と申します。

ただいま、性被害予防の研修会の関係で、アンケート調査等を行っているかというご質問をいただきました。

今のところ、統一的なアンケートというものは取っておりません。そのときに合った研修会を受けて、どのような成果があったかということは、実績報告の形でいただいております。

ご指摘いただきました点は重要かと考えておりますので、今後、検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。ただいまの藤原委員さんのご指摘で、研修会とか、いろいろな参加型の事業があると思うんですが、何回やった、何人参加したといった、そのデータ的なもの、プラス、今、藤原委員さんがおっしゃったように、その結果、どのような感想を持ち、また、どのようなことをしようと思っていたといったところの変化を捉えていくことは重要だと思いますので、その当たりが可能な事業につきましては、また、今後、改善をしていただければと思います。

○木村委員

不登校や子ども家庭の活動等を行っております、木村かほりと申します。

三点ほどお聞きしたいことがあります。5ページの、不登校児童・生徒の支援というところに関してであります。

2021年度で、不登校の数を0.5%台に減らすということをおっしゃっているのかと思います。こういった子どもの状況の中で、数を減らすということだけに終始してしまうと、子どもが本当に苦しめることになるのではないかと懸念しております。

あと、不登校の対策に対しては、平成28年度の教育機会確保法ができて、そのとき、各市町村、教育委員会、学校等に通達があったかと思います。そちらのことがなかなか浸透していないことを感じております。こういったことも、各市町村とか、関係機関が、民間との連携ができていたらいいのではないかと、いつも思っております。

連絡会等、民間との連携が今後、進んでいくのか、そういったことはどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

あと、続けて申しわけないです。6ページの2番目の放課後等デイサービスのことに關してですが、こちらは事業所が増加しているということが書かれております。

これに対する具体的な取り組みが何かあるのかお聞きしたいです。

また、全体を通してなんですけれども、やはりさまざまな活動が、縦割りになりがちと思っております。

こちらの事業自体もそれぞれなのですが、例えば地域の社協ですとか、福祉課ですとか、別の課との連携ですとか、民間との連携というようなことを考えていらっしゃるのかどう

かということをちょっとお聞きしたいです。

○西山会長

3点ほど、ご質問ということですが、いかがでしょうか。

○心の支援課企画幹 中沢

心の支援課の中沢と申します。よろしくお願いたします。

不登校のことでご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

お話いただいたとおり、数を減らすというだけが、ここでは目標になっておりますが、なかなか減っていかないというのも事実でございます。

それで、今、お話のあったとおり、確保法の関係がありまして、今までは学校復帰がどうしても前提だったということはあるんですが、その辺の考え方を変えていこうということで、教育委員会のほうでも、取り組みを始めたところでございます。

今週の土曜日に政策対話があり、県民文化部と一緒に中間教室だけではなくて、フリースクールも含めて子どもの居場所というものについて、考えていきたいということと、なかなか学校と民間施設の連携というのが進んでいなかったということもございますので、話し合いの場をつくるとか、そういうことも含めて考えていければと思っております。私のほうからは以上です。

○こども・若者担当部長 高橋

追加してご説明しますが、ご指摘のとおり、なかなか不登校支援の部分で、民間の方々との連携が取れていないのではないかとということで、8月3日、今週の土曜日、政策対話をやらせていただくわけですけれども、この6月の県議会でもそのような議論がありまして、民間と協議会的なものをつくったらどうかという提案をいただいております。そういったものを、設置すると決まったわけではないですが、その足がかりとして、8月3日、一回だけで終わらせるのではなくて、取り組んでいければと考えております。

また、不登校の部分ですと、県の教育委員会のほうで、その対応指針みたいな部分もあるのですが、そういった政策対話等を通じて直すべきところがあれば、しっかり直していこうと考えているところです。

2点目の放課後等デイサービスの部分ですが、ここも、数だけ増やせばいいという議論は、当然あることですが、特に利用者が多い発達障がいとの関係ですと、県の発達障がい者の支援協議みたいなのところでも議論をし、あと地区にサポートマネージャーも置かせていただいて、地区の活動を支えていますので、そういった中で、質の高い事業所さんが増えていけばよいということで、取り組んでおります。

あと、各分野での連携が重要だと、ごもっともなご指摘で、私ども、こういった報告書をつくると、切れ目がないだとか言いながら、一番縦割りになっているのが、行政組織体だということで、認識はしているところなんですけれども、国の縦割り行政や、市町村、県の部分で横にしても、なかなかうまく機能しなかったり、模索しながらさせていただいております。

皆さんから見ると、不十分だと思われてあるかもしれませんけれども、私どももそうい

った縦の壁をなるべく溶かしながらやっていくという心構えをしっかりとっていきたくと思っています。以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○木村委員

この最後の連携の部分ですが、今、各地域振興局などでさまざまな協議会等あります。たくさんある子どもの協議会の中で、そこで出た意見ですとか、そういったことを少し、別の協議会でも、こんなことが出ましたというような情報も少しでも提供していただくとか、そういったところから一つ一つ、できたらと思っております。

○西山会長

ありがとうございます。では、そのほか、いかがでしょうか。

では、私から1点、信州型の自然保育の推進というところがありました。普及型と特化型とありますが、特に特化型につきましては、認可施設であったり、認可外ということもありますが、この10月から始まる、幼児教育の無償化との関連でいいますと、このやまほいくを普及させていくことと、その保育の無償化の、一つの狭間になって、認可外の施設につきましては、保育を必要とするかしないかによって、無償化の対象に入っている、入ってこないという問題があります。

県としても、このあたりのやまほいくについては、ぜひともという想いもあると思いますが、10月以降の県の補助の見通しについては、どうなっているか、お話いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○こども・家庭課長 米久保

こども・家庭課長の米久保です。今のやまほいくの関係の補助でございますけれども、現在、認可外の保育施設で、全部で185のうち12が認可を受けない保育の認定の施設になります。こちらにつきましては、その保育の必要性が認められず、国の対象外となっております。そういった対象について、県のほうでその対象経費が、私立幼稚園の無償化の上限額が25,700円というのを上限といたしまして、その2分の1に相当する額を、県としては独自で補助するというので、10月から対応をしていくところでございます。

こうしたことから、やまほいくにおきましても、認可を受けている幼稚園ですとか、認定こども園等もありますが、認可外の施設につきましても、無償化の対象とならないような世帯についても、負担の軽減を図るということで、引き続きそういったことの利用を促してまいりたいと考えています。

また、市町村のほうでも上乘せの補助をしていただけないかということで、お問い合わせのほうをさせていただいている状況でございます。以上になります。

○西山会長

ありがとうございます。そのほか、委員の皆さんからございましょうか。

藤原委員さん、何かございませんでしょうか。

○藤原委員

ございません。

○西山会長

齋藤委員さん、どうでしょう。

○齋藤委員

齋藤です。ご指名をいただいたので、1点ですが、不登校児童の支援について、私の地域の学校でも、不登校の子どもたちが増えています。ここの支援のところを拝見させていただくと、対処療法といいますか、不登校になってからどうするかということが記載されていると思います。もう少し学校自体が、不登校の子どもを出さないような仕組みというものを考えていかないと、難しいと思います。

学校の先生を見ていますと、非常に、先生自身の価値観を子どもに押し付けている方たちも結構見受けられ、子ども自身が学校に行くということが難しいのかなということを感じます。

生活困窮であるとか、その課題というものが、学校以外のところにある生徒や児童ももちろんいると思うが、学校の仕組み自体が変わっていかないと、これからますます不登校は増えていくのではないかと感じておりますので、こういった支援するところだけじゃなくて、今後の長野県の学校自体がどういう取り組み、どういったシステムをつくっていくのかということまで切りこまないと行けないのではないかなと感じています。

○西山会長

ありがとうございます。ご意見をいただきましたが、何か事務局のほう、コメントございますでしょうか。

○こども・若者担当部長 高橋

ご指摘、ごもっともだと思います。行政側としても、対処方になるので、何か課題が出ると、そこをどうつぶそうかという対応になりがちなんですけれども、そもそものところでどうすべきかということで、先ほど不登校の対応指針というのを、教育委員会は設けていて、見直すところは見直すという話をさせていただきましたが、ベースとして、まず、誰もが楽しい学校をつくろう、誰もがわかる学校をつくる、そこがまずベースだよと、うたっています。というのも、長野県の場合、他県と比較して、その不登校の理由で授業がわからないので、理解ができないという比率が高いということになりまして、その部分、今、学びの改革ということで探求型の学びを転換していかなければいけないということで、大きく授業を変えなければいけない模索が続いていますが、その中でやっぱり、わかる子だけで済まないと、全員がわかる授業というのをつくっていくことが、不登校になる子を、ゼロとはならないまでも、少なくなるという考え方で、今、模索をしているところであります。きっと個別ごとというと、荒井先生あたりにかかわっていただいてやっていた

だいたいのところで補足する点があったらお願いできればと思います。

○西山会長

では荒井委員さん、お願いいたします。

○荒井委員

信州大学の荒井です。直接、お答えできませんが、現在の学校が抱える課題は山積しておりますので、そのあり方を見直そうという機運は高まりつつありますし、事実、県教育委員会でも検討されていることかと思えます。

特に、不登校に関しては、誰にでも不登校になる可能性はあるんだという前提を共有する必要があります。従いまして、どうやったら未然に防ぐことができるかという検討ももちろん重要ではありますが、まずは、全ての子どもがその可能性を有しているという前提を認識することが先決です。

また、私見ではありますが、不登校やひきこもり等に関しては、民間団体の方々で長らく関わられている方が長野県にも多数おられます。先ほど政策対話の話も出ましたけれども、県内で活動されている方々は基本的にはその団体の所在地がある地域の子どものケアだけをされているわけではないと思います。つまり、市町村や地域を横断した子どもたちのケアに当たられているのが実情かと思えます。従いまして、団体に対する支援方策に関しても、どの自治体のどの事業所なのかという視点では不十分ですので、そこはやはり県としてどのような支援が必要にして十分か支援の方法や内容を具体的に検討していく必要があると思います。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。宮澤委員さん、いかがでしょうか。

○宮澤委員

宮澤です。子どもの関係でチャイルドラインとか、そういった子どもの居場所づくりに関わっています。性被害にあう子ども達の一生が変わってしまうということ、ひきこもり、それから自殺ですよね。本当に命を絶つ子どもたちが多いということで、私たち民間でも、どうしたらいいかなということで、子どもの声を聞いていますので、頭を悩めています。

私を感じることは、もう少し、子どもの現状に寄り添ってほしいということ、地方でも、多分、かなりの差があります。私、2校のコミュニティスクールの運営委員をやっていますが、諏訪市内の中学校でさえ違う、関わりが違ったりとか、やっぱり子どもたちの様子も違うのを見ていると、やっぱりこれは、本当に県というよりも、もっと身近でもって、子どもたちの状況をきちんと把握することがとても大事じゃないかなという、施策とすれば、子ども食堂をつくりましょうとか、居場所をつくりましょうと、今、私も関わっていますが、本当に子どもの意見を聞いたりとか、子どもの現状に沿ったものがどれだけあるのかなということと、私たち大人が寄り添うにはどうしたらいいのかなということ

る、子どもの問題ではなくて、やっぱり大人自身がもう少し論議して、一人一人が子どもに関わり、子どもの目線を考えていかなければいけないんじゃないかなということ、そのためにも、それはやっぱり地域の子どものたちの声を聞いてほしいなと思います。

長野県の子どもだけじゃないですが、みんながやっぱり、自分の気持ちを言えない、それから聞いてくれる人がいないということは非常に増えているし、そういう状況が見えてきます。ですから、そこに、大人がどう関わっていくのか、それから、子どもの問題は何であるかということ、きちんと把握しないと、支援に向いていかないのではないかと、基本的な家庭だとか、人の関わりとか、何かそこら辺の、身近なところから、もっと私は、皆さんと論議すべき、そこからその地域、それからそこに合った施策を具体的にしていかなければいけないんじゃないかなと思っていますが、ただ、子どもの声をきちんと受けとめてほしいなと思います。

○西山会長

ご質問というより、ご意見をいただいたということですが、よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

○木村委員

すみません、もう一度。木村かほりです。

一つ、思っていることがあります。スクールソーシャルワーカーですとか、相談に載る方たちは、さまざまな肩書きがあり、いろいろなお勉強をされている方だと思いますが、その質について、少し疑問があります。

子どもの声を聞いているとか、そういったことが、あまり感じられないなという方のことも、聞こえてきます。実際に相談をしている、悩んでいる方の声を聞くことが多いものですから、研修というと、どんなものがあるかということになるのですが、やはり、常にそういった相談にのる方たちの質についても、少し考えていただけたらと思っています。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○心の支援課企画幹 中沢

スクールソーシャルワーカーについては、同様なご指摘を他からもいただいております。人材そのものを確保するというのがなかなか難しいという状況でして、今年度、昨年28人を、36人まで増やしたのですが、まず、なっただけが大変なのが実際のところでございます。

研修についても、いろいろ工夫をしておりますが、新しくなられた方が3分の1ぐらいいらっしゃるということですので、その辺については、来年に向けて、考えていきたいと思っておりますので、またご助言をいただければと思います。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

○伊藤委員

伊藤でございます。2点、一つは、私は、高校中退の方々の支援をしておりますが、子どもたちは、所属していたところから一旦、離れてしまうと情報も届かないし、視点も届かないし、ただよってしまう方も何人もいしますし、高卒、高校中退などは、就学をほかの場所に変えるという方はもちろんいるんですが、そうではなく、そのまま、どこにも属さない方たち、もちろん、これは県教委のほうできちんと後を、以前に比べて、しっかりと、また先生方が確認されたり調査をされているところというのを伺っています。

そういう意味で、子どもたちがどこで社会的な場所から消えていってしまうのか、または離れてしまうのか、というところで、就労については、先ほどのところでもご紹介された支援があるかもしれませんが、そこへつながらない人たちに、どう情報が届けられるのかということも考えています。

メディアミックスで、情報を、ネットもそうですし、ラジオ・テレビも媒体、それは彼らに限らず、彼らも接触するかもしれないという可能性も高い人たちが接触する媒体に触れていくような、まさに具体的に自分なんだというふうに、意識できるような取り組みというのは、どのようにされているのか。

特に社会運動として、社会の裏の社会の中に、どのように運動としてこういったものが展開されていくかという視点の中で、働く大人に子どもたちの明らかに変化しているこういう実態が届いているのだろうか、この計画は、支援が非常に中心に来ていらっしゃるので、同時に社会運動としての啓発的な部分で、まさに今、啓発活動の中ですり減っていく彼らに対して、こういった問題が起きているんだという実態が、果たして届いているのかという意味でいうと、社会運動というふうな形でこの計画を仮に進めていくときに、ある視点は欠落、つまり、その働いている経済活動のほうに、どうしても足を引っぱられていく人たちに対して、こういったメッセージが届いているのだろうかということが、ちょっとこの全体の総合計画の中でどのようにお考えなのか、教えていただければと思っています。

○西山会長

はい、いかがでしょうか。

○こども・若者担当部長 高橋

ご指摘、ありがとうございます。高校生全体で、学校の属せなくなった子たちへのアプローチ、私どもも、すごい問題認識を持っているのですが、逆にいうと、十分にできていないところなんです。

実態だけ申し上げますと、今、少子化で若干違いますが、ちょっと前までは1学年だけで2万人で、高校1年生で2万人入学しましたとあって、3年後、卒業する子というのは18,500人ぐらいなんですよね。1,500人ぐらい、3年間では卒業できていない。留年であったり、中退であったり、あるいは、主に通信制高校への変更という形になっていくんですけども、通信制高校の多くは、広域通信制ということで、県外高校のサポート校みたいなところだと、行政からすると、その子というのは、長野県内で学んでいるんですが、高

校などで、他県の生徒としてカウントされたりするので、こういった行政はこういう取り組みをしています、こういったことでやっていますというのが届いていかないという実態があります。

また、高校を卒業した後の進路状況を見ると、大学・短大、専門学校へいきました、就職しました、のほかに、その他というのがありますが、全日制で700人、通信制で300人、1,000人ぐらいがその他と区分になっているんですね。この設定が全てひきこもりだとは言いませんけれども、なかなか、社会的に自立していけていない子どもたちが多くて、そこに対する支援はどうするか、あるいは、メディアを通じた情報発信をどうするかというのは課題として思っています。

この方法がいいかどうかはちょっとわからないんですけども、先進県ですと、高知県ですと、個人情報条例の特例として、県立高校を中退した子はすべて、若者の自立支援をしているようなサポート機関に、その仲介している情報を、本人同意なしでも集めて支援機関につなげるという取り組みをしています。ただ、私立高校は、県の条例の枠の外側なので、それは保護者なり、本人の同意のもとでやるという制度で運用しています。その仕組みがいいか、悪いか、まだ、これは研究途中なんですけれども、ちょっと今までの発想を変えていかないと、高校をやめましたと、高校の先生がフォローしていますという世界では、ちょっといけないのかなという、課題認識を持っているというところもお伝えしておきます。あまりお答えになっておりませんが。

○西山会長

よろしいでしょうか。まだまだ、ご意見、ご質問等あろうかというふうに思いますが、また引き続き、この総合計画の進捗状況につきまして、今日出た、ご意見等も踏まえながら説明をいただきまして、次回、また見ていただこうと思っております。

それでは、時間の関係もございまして、次の議題でございまして。

(2) 子どもの性被害の状況について

○西山会長

議題の2であります「子どもの性被害の状況」につきまして、まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○次世代サポート課長 塩川

次世代サポート課長の塩川でございます。では、私のほうから、子どもの性被害の状況について、ご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは資料2の1ページのほうをご覧ください。まず「長野県子どもを性被害から守るための条例」の概要につきまして、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、概要をご説明を申し上げます。

本条例は、平成28年7月7日交付施行されまして、3年が経過したところでございます。

長野県の場合、それ以前は全国47都道府県のうち、唯一、青少年保護育成条例を持たない県ということで、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできており

ましたが、最近インターネットや携帯電話等の発展・普及など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもが性被害に遭う件数も看過できない状況になってまいりました。

そこで、こうした現実を受け、子どもを性被害から守るためにはどうしたらいいかということで、平成25年から議論をスタートいたしまして、3年あまりの議論の末、この条例が制定されたわけでございます。

条例の全文を3ページ以降につけさせていただいておりますが、条例の目的、内容としましては、子どもたちを性被害から守るために、県、あるいは保護者、学校の責務を明らかにすると共に、予防や被害者支援等の観点から、基本的な施策について定め、あわせて規制項目といたしまして、威迫等による性行為等の禁止や、午後11から翌朝4時までの時間帯の深夜外出の制限について定めているところでございます。

このように、長野県の条例におきましては、他県の青少年保護育成条例と異なりまして、子どもを性被害から守るというところに特化した条例でありまして、基本的な施策などに重点を置いた条例というところに特色がございます。

次に、子どもの性被害の状況の公表と検証についてということで、資料7ページをご覧ください。

本協議会とのかかわるの部分にもなりますけれども、県としましては、条例を制定するだけでなく、制定過程の中でさまざまな議論があった条例が、その後、適正に運用されているか、具体的には性被害の発生状況のほか、条例で定められた責務の履行ですとか、施策の実行といった部分を含めて明らかにしまして、県民の皆様と共有することで、県民の皆様の理解と協力の促進を図っていくことが必要、大切だろうということで、子どもの性被害の状況を年1回、公表しているところでございます。

また、それと合わせまして、後半の2番になりますけれども、第三者による2つの機関で条例の運用状況の検証をすることとしております。

その一つは、長野県子ども支援委員会、これは長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づきまして、設置されている機関でございますが、子どもの人権擁護の観点で、議論を行う機関でございます。

この機関におきましては、非公開の場で、子どもの性被害に関する個別事案の情報をできる限り提供いたしまして、性被害に遭った子どものその後の人権がきちんと守られているか、あるいはケアが十分、行き届いているかといった観点で、議論を行っていただいております。

それから2つ目の機関としましては、長野県青少年問題協議会ということで、本日の協議会になりますが、こちらのほうは公開で審議が行われておりますので、被害者や当事者のプライバシー等の権利利益侵害の恐れがない範囲で、発生状況案の概要等を報告させていただきまして、条例の運用や施策の充実といった観点で、ご意見をいただくこととしていただいております。

それでは、資料8ページ目をご覧ください。長野県内の子どもの性犯罪と条例の適用状況について、ご説明させていただきます。

まず、1番の県内子どもの性犯罪被害の状況でございますが、平成29年の刑法改正以前は、強姦罪と呼ばれていたような、強制性交等罪や、強制わいせつ罪といった刑法犯、あ

るいは児童買春、ポルノ禁止法違反といった特別法犯、さらには、先ほどご説明させていただいた県の条例違反といった、犯罪類型ごとに18歳未満の子どもが被害者となっている件数や人数を表したものの表でございます。

なお、ちょっと申しわけないのですが、ここで、資料の訂正をさせていただきたいんですが、この統計は、検察庁への送致時点を基準に、暦年で集計したものでございます。平成30年の条例違反の被害者数が3人と記載させていただいておりますが、後ほどご説明いたしますけれども、このうち1人につきましては、送致は平成31年の2月の送致ということになっておりますので、正確には平成30年の条例違反の被害者数としましては、2人ということで、合計欄も62ということで、訂正させていただきたいと思っております。申しわけございません。

さらにグラフのほうを見ていただきますと、それぞれ増減を繰り返しておりますけれども、表の合計欄を見ますと、平成29年から新たに条例違反が加わったことを加味しますと、ここ数年の検察庁への送致件数の傾向といたしましては、減少傾向にあることが見てとれるところでございます。

また、そのページの一番下に、参考として記載させていただくグラフのほうを見ていただきますと、全国的にはSNSに起因する性被害事犯というものが非常に増えておりまして、平成30年は、平成26年度の約1.3倍というような状況になっております。

一方、長野県の場合におきましては、平成26年の35件から、30年は19件ということで、この部分だけを見てとりますと、減少傾向にあるということになりますが、ちょっとその辺の理由が定かではございませんが、全国とは違った傾向になります。

続きまして、9ページのほうをお願いいたします。後半の2番でございますけれども、こちらのほうは、「子どもを性被害から守るための条例」の罰則規定の適用状況でございます。この表は県警から県のほうへ報告のあった事案について、県警からの報告時期をもとに、集計させていただいたものでございます。

まず、条例第17条第1校の威迫等による性行為等の違反事犯につきましては、条例罰則が施行されました28年11月1日から平成30年度末まで、県警から県への報告はございませんでした。

次に条例第18条第2項の深夜外出制限違反につきましては、平成30年度中に新たに3件、先ほどの警察庁の統計だと2件だったのですが、こちらのほうは年度なので、3件ということになりますけれども、報告がございました。類型で5件ということになっております。

なお、平成30年度中に報告がございました、3件の深夜外出制限違反の事案につきましては、長野県子ども支援委員会における事案の検証状況のご報告の中で、概要等を説明させていただきます。

また、犯罪構成要件の明確化の観点から、本県の条例には罰則規定のない、いわゆる第2類型と呼ばれるもの、アスタリスクで内容を記載させていただいておりますが、これも県警から県のほうで報告をいただくことになっております。

平成29年度末までに4件の報告がありましたが、平成30年度には県警からの報告はございませんでした。

なお中段の、参考のために全国の青少年保護育成条例の摘発件数のデータ、これ平成29年が最終のものになりますけれども、こちらのほうを掲載させていただいておりますが、

この中で、長野県として、淫らな性行為等で3件とございますけれども、これにつきましては、他県の条例で長野県警が摘発したものでございます。

それから続いて、順番はちょっと前後いたしますが、4番のほうの県内の児童相談所における性的虐待の状況でございますが、平成30年度中に県内の児童相談所が対応した児童虐待の件数は2,370件で、このうち性的虐待は15件となっております。

次に、飛ばしました3番につきましては、長野県性暴力被害者支援センター、いわゆるりんどうハートながのの相談状況につきまして、所管をしております人権・男女共同参画課のほうから、別途、資料でご説明させていただきます。

○人権・男女共同参画課長 直江

人権・男女共同参画課長の直江でございます。では、私から、この長野県性暴力被害者支援センター、りんどうハートながのの相談状況につきまして、ご説明申し上げます。着座にて失礼させていただきます。それでは、資料3をご覧ください。

性暴力被害者支援センター「りんどうハードながの」の相談件数等についてというものがございます。

こちらですが、まず、「りんどうハートながの」についてご説明をさせていただきますと、こういったチラシがお手元にあるかと思えます。裏面を見ていただきますと、「りんどうハートながの」はどのようなふうに行っているんだろうという面も含めまして、また詳しくは後ほどご覧いただきたいと思うのですが、簡単に申し上げますと、意思に反します性交などの性暴力、そういった被害に遭われた方から相談を受けつけまして、被害者の方や、その家族に寄り添いまして、精神的な支えになりながら、産婦人科医療やカウンセリング、また法律相談など、被害者の方のご希望に添える支援を総合的にコーディネートするセンターといたしまして、平成28年7月に開設したものでございます。

保健師ですとか、看護師など、一定の資格や経験を有した支援員が、被害者の支援による専門の研修を受けまして、24時間365日体制で電話相談を受けつけております。

こちら資料3-1に相談受付案件数が載っております。平成30年度の新規の支援案件数は74件でございます。対前年で申しますと、2件の増となっております。

また、平成29年以前に受けつけました事案のうち、30年度にも継続して対応しております件数が8件となっておりますので、あわせると82件という状況です。

なお、1案件について、繰り返し相談ですとか面談などの対応を要するケースも多いことから、30年度に総対応回数という形になりますと325回ということで、平均すると1案件あたり4回程度の対応をしているという状況になっております。

2から典型的に分析した数字がございますので、ご説明申し上げます。

まず2でございます。新規被害者・相談受付対応の状況でございます。性別をご覧くださいと、94.6%が女性になっておりまして、その中でも本人からの相談が77%と多くなっている状況でございます。これは過去、2年間と同様の傾向という形でございます。

最初の相談を受けつけました時間帯、これは日中が約3割、対しまして、夜間と休日の日中が7割となっております。夜間の割合は昨年と同様なんです。平日日中の割合は低下して、逆に休日日中の割合が高まってきているという状況がうかがえます。

次に3の加害者の状況でございますけれども、こちらを見ていただきますと、面識なし

というのが意外と少なく、面識のある者からの被害が89.2%を占めておりまして、これは開設以来、変わらない状況でございます。

おめくりください、4のほうになります。直接支援の内容でございますけれども、30年度に新たに相談を受けました74件のうち、13件につきまして、面談などの直接支援をしております。面談のほか、他機関との連携ですとか、産婦人科医療につないだ例もございます。

次に5の相談内容別件数でございます。内容的には、意思に反します性交等、こちらが41.9%と、約4割を占めておりますほか、意思に反しますわいせつが24.3%になっておりまして、この2区分をあわせまして、全体の約65%を占めております。

また、被害時の年齢が18歳未満の案件が、全体の43.2%となっております。前年度より、件数、割合が減少しておりますけれども、依然として高い割合となっております。

なお、この区分につきましては、刑法によります強制性交等罪に該当するかどうかということには関係なく、相談の内容から判断させていただいておりますので、ご留意をいただきたいと思っております。

最後に6の年代別の相談件数でございますが、相談時点の、こちらは年齢になりますけれども、二十歳未満の割合が一番多く、41.9%となっている状況でございます。私からの説明は以上でございます。

○次世代サポート課長 塩川

それでは続きまして、資料の2の10ページのほうにお戻りください。

子ども支援委員会における条例違反事案の検証状況について御説明します。まずこの委員会での検証は、個別事案について人権侵害の観点から被害にあった子どもへの支援、ケアを中心に非公開で行っているところであります。検証は昨年11月と今年1月及び3月の計3回実施しまして、3件の深夜外出制限違反についてそれぞれ事案の詳しい内容や被害児童への支援状況について口頭で説明し、委員の皆様から意見をいただいたところでございます。ご説明した3件の事案の概要については、2に記載したとおりでございますが、いずれもSNSがきっかけとなっており、保護者からの委託等を受けずに子どもを誘い出し、行為者方居宅や宿泊施設に滞在させて深夜に同伴した事案でございます。1件目の行為者は長野市に居住していた29歳の男性教員で、被害者は県内在住の10歳代の男性。県警のサイバー補導により発覚したものでございます。2件目につきましては、行為者は松本市に居住していた26歳の男性飲食店従業員。被害者は県内在住の10代の女性で保護者からの届け出により発覚したものでございます。3件目でございますが、行為者が東御市に居住していた21歳無職の男性で、被害者は県外在住の10代の少女で保護者からの届け出により発覚したものでございます。

3番のところをご覧ください。委員の皆様からいただいた主な意見を記載しています。児童本人が抱えている悩みや日常生活でのストレスといった事案の背景や子どもの心の隙間がどういうときに生じやすいのかご意見をいただくとともに、性被害は性別に関係なく起こりうることを子どもにも理解してもらう必要があるといった意見が出されたところでございます。また、性の悩みを持った子どもが性教育の知識をもった者へ相談できる取組を更に進めるべきだとか、直接子どもと接する者については、同じことを繰り返すことのない

いよう、冷静に対処するとともに予防策について考えてもらいたいといったご意見がだされたところでございます。県としましては、こういったご意見、ご提案とともに本日の会議での議論を踏まえ性被害から守る取り組みをさらに深めてまいりたいと考えております。私からの説明は以上であります。続いて令和元年度子どもを性被害から守るための取組関係事業につきまして、課長補佐の原からご説明いたします。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

それでは、資料12ページをお願いします。子どもを性被害から守るための取組関係事業についてでございます。条例に基づきまして、県、県教育委員会、県警察本部では、主に子どもの性被害の未然防止、被害を受けた子どもの救済、広報啓発の観点から各種事業に取り組んでおります。ここでは、今年度の事業について主なものをいくつかご紹介させていただきます。まず、資料12ページの2番の子どもの性被害予防のための取組支援事業についてでございます。この事業は、さきほどご質問をいただきましたが、PTA等の団体や児童養護施設が自主的に開催する性教育、CAPプログラムなどの人権教育、青少年のインターネットの適正利用や情報モラル教育などの研修会や勉強会に対し1件あたり2万円を上限に助成するものであり、子どもの性被害予防のための県民の自主的な学びを支援するものであります。本事業は平成28年度から行っており、昨年度は120回開催し、延べ参加者数は6,756人となっております。昨年度は要望が多く、すべてに対応できなかったことから、今年度は予算を80万円ほど増額しております。続きまして、4番目「性被害防止に向けた指導充実事業」でございます。この事業は、情報の専門家からなります子ども性被害教育、性被害防止教育キャラバン隊を県内高校、特別支援学校及び中学校へ派遣しまして啓発するものであります。インターネットを契機とする性被害の防止に取り組んでおります。平成27年度から実施しております昨年度は134回開催しております。また、今年度はキャラバン隊の派遣とともに、各学校で主体的に指導ができるよう、指導方法の研修会を2会場で開催する予定となっております。続きまして、21番「SNSを活用した相談体制構築事業」でございます。この事業は中高生の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、LINEを用いて相談を受け付ける事業でございます。平成29年度から取り組んでおります。今年度は昨年度よりも期間を20日増やし、中高生の生活リズムに合わせ、相談受付時間を1時間遅らせ、相談終了時間を30分延長して対応し、相談内容にあった同年代の相談員が12日間対応する予定となっております。

続きまして22番「スクールソーシャルワーカー活用事業」についてです。先ほど議題に出ましたが、昨年はスクールソーシャルワーカーが28名で対応し、支援した児童生徒は1,373名のうち継続者が791名となっております。今年度はスクールソーシャルワーカーの人数を8名増員し、36名とするとともに一人当たりの相談時間を延ばして対応しています。

最後に31番「子どもを性被害から守るための取組広報事業」についてです。児童生徒、保護者への条例の周知につきましては、条例が制定されました平成28年11月に県内すべての高校生、中学生及び保護者向けにリーフレットを配布しております。それから約3年が経過するため、今年度新たに県内の中学生、保護者を対象にリーフレットを作成、配布し、条例の理解や性被害の注意を促してまいります。説明は以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。ただいま県内の性被害の状況、りんどうハートながのにおける相談状況、子どもを性被害から守るための取組について説明をいただいたところがございます。子どもを性被害から守るにはどのような取組を重視すべきかといった観点で御意見をいただければと思います。

○志津委員

ここに出てこない数字があるかと思います。陰に隠れている数字はどのようにカウントされているのか、条例ができたことで実際にどのような部分が有効に働いて、不十分なところがどこにあるのか検証されているのか。もう1点、中高生に対するSNSを利用した相談窓口の体制はすごくありがたい。子どもたちが相談する窓口は2つある。よく知っている人に相談する子と全く知らない人に気持ちを聞いてほしい子がおり、後者にはとても有効だと思う。スマホを持たない小学生の子ども達の声はどのような形で拾われているのか教えてほしい。

○西山会長

いくつかご質問をいただきましたがどうでしょうか。

○次世代サポート課長 塩川

1点目のでてこない数字についてですが、私どもも捜査機関ではないので、県警からいただいた情報で公表しておりますので隠れた部分がどれぐらいあるかは難しい。また、どのような施策が有効であったかについてですが、条例が施行されて3年であり、事犯も5件でありますので、どの部分が子どもや大人に届いているかについてはこれからその効果を見極めていくことになると思います。

○心の支援課企画幹 中沢

SNSの関係でお答えします。ご指摘いただいた通り、SNSの関係で試行を含めまして3年目ということで、今年度も第1期が先週終わったところです。スマホを使っている前提ですので、QRコードを配布しているのは中高生12万人ということでやらせていただいています。小学生には、24時間の電話相談やこども支援センターの相談もありますので、当面は中高生を対象としたいと考えております。ただ、入口の部分の相談としては認知も広がってきて相談の内容も変わってきておりますのでそのあたりを分析しまして、来年に向けて考えていきたいと考えております。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○山本委員

私も中学生、高校生だけが対象でいいのか疑問に感じています。皆さんもいろんなニュースで小学生が被害にあっていることをご覧になっていると思います。しかも、SNSなどで

見知らぬ人と性的な関係になるときは、性そのものよりも寂しい、相手にしてほしい、誰かに話を聞いてもらいたいと思っていてそこに付け込まれています。そういうことを考えると小学生のうちからこういうところにSOSを出せるよと、それは性に特化しなくていいけど、相談を受ける側としては、性についても頭に入れつつ相談に乗ることが大事だと思います。そしてりんどうハートながのから詳細な統計を出していただいているが、お願いしたいのは、15歳未満あるいは18歳未満など統計の幅を細かくしていただければ実態をつかめると思います。

○西山会長

小学生への対応並びに年齢の幅についてご意見いただきましたがどうでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 直江

りんどうハートの相談をいただいた時の年齢で捉えておりますが、実際には過去に受けた話もあります。どういった出し方がいいか検討させていただければと思います。子どものときに受けた性的ないたずらがフラッシュバックし、悩んでいるケースも少なからずあります。

○西山会長

小学生段階からの取組を積極的にといった意見がございましたがいかがでしょうか。

○心の支援課企画幹 中沢

SNS、LINEの相談については、相談員の確保などいろいろな課題がありますので小学生のほうはこれからの課題と認識しております。あと1点、4番目の事業で「性被害防止に向けた指導充実事業」ということで、今年、性被害防止の指導方法等研修会ということで今まで中学、高校の先生向けでしたが、小学校の先生にも参加していただけるようにということで取組を始めました。

○西山会長

よろしいでしょうか。それでは、齋藤委員。

○齋藤委員

私どももキャンプで子どもを受け入れており、子どもの取り巻く事件について弁護士を呼んで研修を受けています。その中で話があったのは、性被害にあった子どもが低年齢の場合、子ども自身が何をされたか分からないとお聞きしました。中学生や小学校高学年といったこれから性教育を受ける段階の子ども達が被害にあってしまうと何をされたか分からず有耶無耶にされてしまいます。性行為を中心とした性教育だけでなく、性の違いに踏み込んだ性教育を幼少期からやっていかなければいけないと思います。親が自分の子どもに対してどういう教育をしていくか、伝える方法を研修会等で話していかなければいけないと感じました。

○西山会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○伊藤委員

委員の皆様から出た意見その通りだと思います。りんどうハートながののチラシを拝見しながら性暴力という言葉があり、この言葉を理解できなければここを利用しようと動けないのではないかと感じました。ここを利用する小さい方々は自分の身に起きたことをどう受け止めればいいのかかわからず蓋をしてしまう方も多いのではないかと感じます。全く違う視点ですが、子どもを性被害から守るための取組関連事業の中にいれるべきかご検討いただければと思いますが、DV加害者やアルコール、セックス依存症等に対する治療プログラムを整え、継続性のあるシステムを作り始めているグループがいくつかあります。加害者側、予備軍への支援も必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○西山会長

りんどうハートながののリーフレットとDV加害者や予備軍の方へのかかわり方についてですが、いかがでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 直江

性暴力という言葉を理解できない子どももいるかと思いますが、親御さんや関係者からの相談をいただいていることがほとんどでございます。電話をすることは子どもでは難しいのでそういった運用をしているということでご理解ください。

○西山会長

後段についてご意見をお願いします。

○子ども・若者担当部長 高橋

加害者への支援は課題だとわかっていますが、行政としてできることはなかなか出てこず、考えてみたいと思います。アメリカのように監視するといった議論もありますが、日本の社会が共通して認識できるプログラムはまだできていなのかなというなかでしっかり取り組まなければいけない課題だということはこの3年の中で見えてきたと思っています。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○矢澤委員

本日、配布されていませんが、平成30年度心の支援課で調査した小・中・高等学校のインターネット利用に関する調査結果があったかと思いますが、その中にインターネットで知り合っていますかという問いに対して大変多くのお子さんが知り合っていると答えています。小学生もたくさんいました。実際にあったと答えたお子さんたくさんいました。これらの結果を予防という観点でどのように活かしていけばいいか心の支援課で考えている

ことがありましたらお聞きしたいです。

○心の支援課企画幹 中沢

調査結果につきましては、抽出調査であり、実態を踏まえて研修会等を行う中で活用させていただきます。具体的なところまではまだ踏み込めていない状況ですので、また考えていきたいと思います。

○西山会長

木村委員どうぞ

○木村委員

この取組の2番の研修会等についてですが、県内の地域のバランスですとか、中高生の子どもや親が対象なのか小さなお子さんが対象なのかお聞きしたい。また、私自身も小さい親子を対象に性に関する研修会を開いたことがあるのですが、人権とか小さいころから学ぶことが大事だと感じています。せつかくこういった補助金を出して自主的に取り組んでいる活動があるのですが、この研修会に対して県として補助金を出しているのりでんどうハートながのや市町村などの相談窓口を紹介することは研修会でやっているのでしょうか。

○次世代サポート課長 塩川

ご意見ありがとうございます。相談窓口をそういう場で周知していくことが大事だと思いますが、現状そこまでできていないと思っていますので周知の仕方を考えていきたいと思えます。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原

前段の部分の地域バランス、年齢についてのお尋ねかと思えます。詳しいデータを手元に持っていませんが、地域バランスからいきますと県内万遍なく要望をいただいているかと思えます。また年齢ですが、比較的幼児から高校生まで幅広く、例えば幼児の場合ですと地域のお母さんたちが性教育の話を知るといった取組がございます。

○西山会長

まだご発言いただけていない委員から感想をいただきたいと思えます。まず川上委員いかがでしょうか。

○川上委員

SNSの研修についてですが、受けられる方は表情が見えず、様々な有害があるかと思えますが、受け答えだけでない研修はされているのでしょうか

○心の支援課企画幹 中沢

SNS相談は対面相談、電話相談とは違い、短いワードから読み取ることが必要となります。

委託先の事業者にお申し、座学と実技とロールプレイという形で研修を行っています。今回大学生にもやっていただき、研修を見ましたが、かなりしっかりとやっていました。実際の相談の際は、相談責任者というベテランに来ていただきアドバイスを受けながらやっています。研修については引き続きやっていかなければいけないと考えています。

○西山会長
林委員どうぞ。

○林委員
今日はありがとうございます。性被害については減少傾向ということではありますが、たった1名でも子どもが切ない想いをするという事は教職員としても重大に受け止めていかなければいけないと思っています。子どもは本来自分の話を聞いてほしいという想いを持っているかと思いますが、学校の教職員は保護者以外で一番子どもに身近で信頼できる大人のモデルとして関わっていかなければいけないので、自分事として絶対に起こさないという決意を改めてしていかなければいけないと思っています。今年度についてはわいせつ事案など全県をあげて学校だよりなどで子どもや保護者や地域の皆様に学校の取組を伝えていくことが私たちの重要な仕事だと思いますし、今後も子どもたちが信頼できる学校づくりをしていかなければいけないと思います。また、県の施策や民間の皆様の支援があって更に子どもたちが安心して生活ができるのでまた引き続きよろしくお願ひします。

○西山会長
そのほか、委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。以降につきましては事務局へお返しします。

○次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長 原
西山会長ありがとうございました。次回の開催についてですが、今年度中に第2回目を開催する予定ではありますが、日程が未定でございます。改めて調整させていただきますのでよろしくお願ひします。では、これを持ちまして長野県青少年問題協議会を終了いたします。お氣をつけてお帰りください。